

# 島根県報

第一、四八三号

平成十五年七月一日

(火曜日)

## 目 次

告示	島根県立大学の学則の一部改正の届出(二件)	(総務課)	一
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	土地改良区の役員の内任と退任(二件)	(農村整備課)	二
	土地改良区の定款変更の認可	( )	四
	保安林予定森林	(森林整備課)	四
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経営支援課)	四
	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	五
	道路の区域の変更	(道路維持課)	五
	公有水面埋立免許の出願	(河川課)	九
訓令			
	大長見ダム操作規則	(河川課)	一一
公告			
	都市計画公聴会の開催(六件)	(都市計画課)	一三
雑報			
	平成十五年度消防設備士試験の実施		一六

## 告 示

島根県告示第五百七十八号

島根県立大学条例施行規則(平成十二年島根県規則第四十二号)第十七条第一項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。  
別表(第四十五条関係)第一号中卒業に必要な単位数の表中、「自由選択科目(上記全科目群の中から選択)」の次に「あるいは他の大学等の単位互換科目」を加え、同表第二号の次に次の一号を加える。

(3) 総合情報学(理)科目

授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
総合インフォメーション論	1・2・3・4春			2	

附 則

この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県告示第五百七十九号

島根県立大学条例施行規則(平成十二年島根県規則第四十二号)第十七条第一項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。  
第二条の次に次の一条を加える。

(大学院)

第二条の二 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し、この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第二十一条第二項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、  
第二号の次に次の二号を加える。

三 北東アジア研究科長

四 開発研究科長

第二十一条第四項第四号中「及び」の下に「大学院など」加え、同項第十号中「学部」の下に「大学院」を加える。

第二十四条第二項中第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、  
第二号の次に次の二項を加える。

三 北東アジア研究科長

四 開発研究科長

第二十四条の次に次の一条を加える。

(教育・研究連絡調整会議)

第二十四条の二 本学に、教育・研究の発展・充実を図るため、教育・研究連絡調整会議を置く。

2 教育・研究連絡調整会議は、次の者をもって構成する。

一 学長

二 副学長を置く場合にあつては、副学長

三 北東アジア研究科長

四 開発研究科長

五 学部長

六 北東アジア地域研究センター長

七 本学学部及び本学大学院の教授、助教授及び講師その他の職員で学長が必要と認め  
たもの

附 則

この学則は平成十五年五月二十八日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。

島根県告示第五百八十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
大田市	訪問リハビリテーション	大田市立病院	大田市大田町吉永一四二八・三	平成十五年七月一日

島根県告示第五百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

大邑地区開発土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

熊谷 國彦 大田市大屋町鬼村六番地

林 興平 邑智郡邑智町大字粕淵三四〇番地

杉橋 章平 大田市久手町刺鹿二一五三番地

住田 益三 大田市川合町忍原イ一四〇番地一

曾根 勇 大田市大代町新屋三七三番地

灘尾 正憲 大田市水上町荻原一九〇番地

梅田 義雄 邑智郡邑智町大字炉谷一八番地

梅田 信雄 邑智郡邑智町大字炉谷一一三番地

尾原 章宏 邑智郡邑智町大字惣森四九一番地

樋ヶ 勝義 邑智郡邑智町大字小松地一四六番地

監事

梅田 政治 邑智郡邑智町大字炉谷三八六番地二

下垣 一治 大田市久手町波根西四七四番地

二 就任年月日

平成十五年五月二十九日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

熊谷 國彦 大田市大屋町鬼村六番地

林 興平 邑智郡邑智町大字粕淵三四〇番地

杉橋 章平 大田市久手町刺鹿二二五三番地

住田 益三 大田市川合町忍原イ一四〇番地一

曾根 勇 大田市大代町新屋三七三番地

灘尾 正憲 大田市水上町荻原一九〇番地

梅田 義雄 邑智郡邑智町大字炉谷一八番地

梅田 信雄 邑智郡邑智町大字炉谷一一三番地

尾原 章宏 邑智郡邑智町大字惣森四九一番地

樋ヶ 勝義 邑智郡邑智町大字小松地一四六番地

監事

梅田 政治 邑智郡邑智町大字炉谷三八六番地二

下垣 一治 大田市久手町波根西四七四番地

島根県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

邇摩郡温泉津町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

川村 昇 邇摩郡温泉津町井田大字福田口一一番地

落合 政顕 邇摩郡温泉津町井田大字福田八二三番地

重田 和緒 邇摩郡温泉津町井田大字井田イ二九三番地

木原 茂信 邇摩郡温泉津町井田大字井田イ六七〇番地

迫田 明弘 邇摩郡温泉津町井田大字井田口二一四番地

山口 恭平 邇摩郡温泉津町井田大字太田七九六番地

重田 昭三 邇摩郡温泉津町井田大字太田七二〇番地一

青木 真澄 邇摩郡温泉津町井田大字井田八二九九番地

三島 富夫 邇摩郡温泉津町井田大字福田イ一八七番地

原 和孝 邇摩郡温泉津町井田大字福田イ四番地

渡邊 正純 邇摩郡温泉津町井田大字荻村一四六番地

笠井 正助 邇摩郡温泉津町井田大字荻村二五〇番地甲

監事

瀧尻 美之 邇摩郡温泉津町井田大字井田イ四五一番地二

田才 茂信 邇摩郡温泉津町井田大字荻村五八二番地

二ツ城康夫 邇摩郡温泉津町井田大字福田口二三番地一

二 就任年月日

平成十五年三月二十九日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

藤田 文男 邇摩郡温泉津町井田大字井田口三二〇番地一

落合 政顕 邇摩郡温泉津町井田大字福田八二三番地

石原 敬史 邇摩郡温泉津町井田大字井田イ一九七番地

重田 昭三 邇摩郡温泉津町井田大字太田七二〇番地一

花田十四市 邇摩郡温泉津町井田大字太田九八七番地四

青木 真澄 邇摩郡温泉津町井田大字井田八二九九番地

三島 富夫 邇摩郡温泉津町井田大字福田イ一八七番地

原 和孝 邇摩郡温泉津町井田大字福田イ四番地

川村 昇 邇摩郡温泉津町井田大字福田口一一番地

川島 文夫 邇摩郡温泉津町井田大字荻村八二〇番地一

石原 敏行 邇摩郡温泉津町井田大字荻村五〇二番地

瀧尻 美之 邇摩郡温泉津町井田大字井田イ四五一番地二

田才 茂信 邇摩郡温泉津町井田大字荻村五八二番地

二ツ城康夫 邇摩郡温泉津町井田大字福田口二三番地一

島根県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大邑地区開発土地改良区の定款変更を平成十五年六月二十三日付けで認可した。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百八十四号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字反辺字向山一六一、二二五六、二二六三、二二六五の二、字カツラキ二二五四の一、字谷頭二二六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山一六一、二二五六、二二六三、二二六五の二、字カツラキ二二五四の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第五百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターエビス松江店 島根県松江市上乃木四丁目一〇・二〇

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ナガタ 代表取締役 長田孝道 鳥取県米子市角盤町二丁目一六八

3 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 一三六台 (変更後) 一〇四台

4 変更の年月日

平成十五年二月五日

二 届出年月日 平成十五年六月十六日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課(松江市末次町八六番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第五百八十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

調査を行 つた者の 名称	調査を行 つた時期	成果の名称 地籍図 地籍簿	調査を行 つた 地域	認証年月日
木次町	平成十三 年度	十七枚 一冊	下熊谷	平成十五年六月二十日
柿木村	平成十四 年度	十一枚 一冊	大野原1	平成十五年六月二十日
浜田市	平成十四 年度	八枚 一冊	宇津井町	平成十五年六月二十日

島根県告示第五百八十七号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

道路の種類		路線名		区 間		の 区 域		管轄する土木建築事務所の名称		備 考
"		木次直江停車場線		大原郡加茂町大字三代五五八番地先から同大字七二二番一地先まで		敷地の幅員		延長		"
後	前	後	前	後	前	メートル	メートル	道路改良工事		
B	A	B	A	後	前	後	前	ダブルウェイ	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一〇・五〇〇 一七・〇〇〇	四・〇〇〇 二四・〇〇〇	一一・〇〇〇 二六・〇〇〇	八・〇〇〇 二三・〇〇〇	一一・〇〇〇 三三・〇〇〇	六・〇〇〇 一四・〇〇〇	二四・〇〇〇	五二・〇〇〇	ダブルウェイ		
"		"		八束郡島根町大字多古一八六九番地先から同大字一六六二番二地先まで		敷地の幅員		延長		"
後	前	後	前	後	前	メートル	メートル	道路改良工事		
B	A	B	A	後	前	後	前	ダブルウェイ	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一五・〇〇〇	二四・〇〇〇	二六・〇〇〇	二三・〇〇〇	三三・〇〇〇	一四・〇〇〇	二四・〇〇〇	五二・〇〇〇	ダブルウェイ		
"		"		八束郡島根町大字多古三六一番地先から同大字一八六九番地先まで		敷地の幅員		延長		"
後	前	後	前	後	前	メートル	メートル	道路改良工事		
B	A	B	A	後	前	後	前	ダブルウェイ	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一五・〇〇〇	六・〇〇〇	三三・〇〇〇	一三・〇〇〇	三三・〇〇〇	一三・〇〇〇	二四・〇〇〇	五二・〇〇〇	ダブルウェイ		
"		"		八束郡島根町大字多古三八二番一地先から同大字三六一番地先まで		敷地の幅員		延長		"
後	前	後	前	後	前	メートル	メートル	道路改良工事		
B	A	B	A	後	前	後	前	ダブルウェイ	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一五・〇〇〇	六・〇〇〇	三三・〇〇〇	一三・〇〇〇	三三・〇〇〇	一三・〇〇〇	二四・〇〇〇	五二・〇〇〇	ダブルウェイ		
"		"		八束郡島根町大字多古四一〇番地先から同大字三八二番一地先まで		敷地の幅員		延長		"
後	前	後	前	後	前	メートル	メートル	道路改良工事		
B	A	B	A	後	前	後	前	ダブルウェイ	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一五・〇〇〇	六・〇〇〇	三三・〇〇〇	一三・〇〇〇	三三・〇〇〇	一三・〇〇〇	二四・〇〇〇	五二・〇〇〇	ダブルウェイ		
"		"		大原郡加茂町大字二代五五八番地先から同大字六二五番一地先まで		敷地の幅員		延長		"
後	前	後	前	後	前	メートル	メートル	道路改良工事		
B	A	B	A	後	前	後	前	ダブルウェイ	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一〇・五〇〇 一七・〇〇〇	四・〇〇〇 二四・〇〇〇	一一・〇〇〇 二六・〇〇〇	八・〇〇〇 二三・〇〇〇	一一・〇〇〇 三三・〇〇〇	六・〇〇〇 一四・〇〇〇	二四・〇〇〇	五二・〇〇〇	ダブルウェイ		

"						"																				
弥栄旭インター線						益田種三隅線																				
後			前			後			前																	
A		A	B		A	A		A		A																
五・〇〇〇	八・〇〇〇	五・〇〇〇	八・〇〇〇	二二・〇〇〇	七・〇〇〇	二二・〇〇〇	四八・〇〇〇	七・〇〇〇	一六・〇〇〇	七・〇〇〇	一六・〇〇〇	一七・〇〇〇	三〇・〇〇〇	二七・〇〇〇	一三・〇〇〇	二七・〇〇〇	一〇・〇〇〇	三七・〇〇〇	六・〇〇〇	三四・〇〇〇	五・〇〇〇	二七・〇〇〇	四・五〇〇	四六・五〇〇	三・五〇〇	一二・五〇〇
一一・〇〇〇	一一・〇〇〇	一四・〇〇〇	一四・〇〇〇	一四・〇〇〇	一七・三・〇〇〇	一七・三・〇〇〇	一八・〇・〇〇	一八・〇・〇〇	一八・〇・〇〇	一八・〇・〇〇	二七・八・五〇〇	三一・六・〇〇〇	三一・六・〇〇〇	一九・四・五〇〇	一九・六・〇〇〇											
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			"			ダブルウェイ			"			ダブルウェイ			"			上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			"			ダブルウェイ		

"													
黒沢安城浜田線													
那賀郡弥栄村大字大坪九〇番三地先から同大字 六一番三地先まで		那賀郡弥栄村大字大坪九三番四地先から同大字 九〇番三地先まで			那賀郡弥栄村大字大坪一一六番地先から同大字 九三番四地先まで			那賀郡弥栄村大字大坪二番地先から同大字七八 七番二地先まで		那賀郡弥栄村大字大坪六三番一地先から同大 字二番地先まで			
前 A	後	前	後 B A		前 A	後	前	後 B A		前 A	後 B A		
五・〇〇 八・〇〇	一一・〇〇 二二・〇〇	七・〇〇 八・〇〇	二〇・〇〇 四八・〇〇	七・〇〇 一六・〇〇	七・〇〇 一六・〇〇	一七・〇〇 三〇・〇〇	一三・〇〇 二七・〇〇	一四・〇〇 五〇・〇〇	四・五〇 五〇・〇〇	四・五〇 五〇・〇〇	一一・〇〇 三二・〇〇	五・〇〇 六・五〇	五・〇〇 六・五〇
一一・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	一七三・〇〇	一七三・〇〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	一七〇・〇〇	一八四・〇〇	一八四・〇〇	一三五・〇〇	一三九・〇〇	一三九・〇〇

浜田土木建築事務所

"	拡張	"	ダブルウエイ	上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。	"	拡張	"	ダブルウエイ	上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。	"	ダブルウエイ	上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。	"	ダブルウエイ
---	----	---	--------	------------------------------------	---	----	---	--------	------------------------------------	---	--------	------------------------------------	---	--------

那賀郡弥栄村大字大坪六一番三地先から同大字六三五番一地先まで

那賀郡弥栄村大字大坪六三五番一地先から同大字二番地先まで

那賀郡弥栄村大字大坪二番地先から同大字七八七番二地先まで

後		前	後		前	後	
B	A	A	B	A	A	B	A
一四・〇〇〇 六三・〇〇〇	四・五〇〇 五〇・〇〇〇	四・五〇〇 五〇・〇〇〇	一一・〇〇〇 三三・〇〇〇	五・〇〇〇 六・五〇〇	五・〇〇〇 六・五〇〇	一五・〇〇〇 六八・〇〇〇	五・〇〇〇 八・〇〇〇
一七〇・〇〇〇	一八四・〇〇〇	一八四・〇〇〇	一三五・〇〇〇	一三九・〇〇〇	一三九・〇〇〇	九五・〇〇〇	一一一・〇〇〇
ダブルウェイ		ダブルウェイ	ダブルウェイ	ダブルウェイ	ダブルウェイ	ダブルウェイ	ダブルウェイ

島根県告示第五百八十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定に基づき、次のとおり

公有水面埋立免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

出願人

広島県広島市中区小町四番三三三号

中国電力株式会社 取締役社長 白倉茂生

埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

島根県八束郡鹿島町大字片句六六三番四に接する国有海浜地地先から同所六五四番六六地先までの公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点との地点を結ぶ平成八年一月五日付け島根県告示第一号による地籍図の成果(鹿島町片句、平成七年十二月十九日認証)に基づく公有水面と陸地との境界線に

より囲まれた区域  
の地点 島根県八束郡鹿島町大字片句字大称津二九五番地の一の国土地理院大称津三等三角点(北緯三五度三一分一秒八二二五、東経一三二度五九分三四秒二七五五)から三五八度二五分一秒、一一四一・七九〇メートル

ルの地点  
 の地点から一二三度〇〇分〇〇秒、五三・五六九メートルの地点  
 の地点から九〇度〇〇分〇〇秒、四六五・〇〇〇メートルの地点  
 の地点から一八〇度〇〇分〇〇秒、一四四・三七三メートルの地点  
 ただし、次表に示す区域内に存在する岩礁一から三を除く。なお、岩礁は各々の  
 起点から通過点を通り起点に至る平成八年一月五日付け島根県告示第一号による  
 地籍図の成果（鹿島町片句、平成七年十二月十九日認証）に基づく公有水面と  
 陸地との境界線により囲まれた区域

岩礁番号	測点	大称津二等三角点 からの方位角	大称津三等三角点からの距離
一	起点G一	三五九度三七分四八秒	一、一二五・六五三メートル
	通過点G七	〇度一五分四一秒	一、一〇四・九九一メートル
二	起点G二一	三五九度一九分〇三秒	一、一一一・七二五メートル
	通過点G一六	三五九度四八分一三秒	一、一一一・一八七メートル
三	起点G二〇	三五九度四四分八秒	一、一〇三・五三九メートル
	通過点G二五	〇度〇〇分四五秒	一、一〇一・五二〇メートル

(三) 面積

六七、五四五・二五平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域  
(一) 位置

島根県八束郡鹿島町大字片句九四四番地先から同所六五四番一二四に接する国有  
 海浜地先までの公有水面並びに同所六五四番一〇から同所六五四番一の一の部  
 の陸地の区域

(二) 区域

次のS一の地点からS六の地点までを順次直線で結んだ線 S六の地点とS七の  
 地点を結ぶ平成八年一月五日付け島根県告示第一号による地籍図の成果（鹿島町

片句、平成七年十二月十九日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線 S七  
 の地点からS一〇の地点までを順次直線で結んだ線、S一〇の地点とS一一の地  
 点を結ぶ中国電力株式会社の敷地境界線及びS一一の地点とS一一の地点を結ぶ平  
 成八年一月五日付け島根県告示第一号による地籍図の成果（鹿島町片句、平成  
 七年十二月十九日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
 S一の地点 島根県八束郡鹿島町大字片句字大称津二九五番地の一の国土地理院  
 大称津三等三角点（北緯三五度三二分一秒八二五、東経一三二度五  
 九分三四秒二七五）から三四八度五二分四五秒、一五二六・五六五  
 メートルの地点

S二の地点 S一の地点から二三三度〇〇分〇〇秒、二四四・一九一メートルの地  
 点

S三の地点 S二の地点から一二三度〇〇分〇〇秒、三四九・八〇二メートルの  
 地点

S四の地点 S三の地点から九〇度〇〇分〇〇秒・九六三・〇三七メートルの地  
 点

S五の地点 S四の地点から一六五度〇〇分〇〇秒、四八三・〇七一メートルの  
 地点

S六の地点 S五の地点から一八〇度〇〇分〇〇秒、三六一・三三九メートルの  
 地点

S七の地点 S六の地点から二六七度〇七分五五秒、七三〇・五六二メートルの  
 地点

S八の地点 S七の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、五四・五八五メートルの地  
 点

S九の地点 S八の地点から二三二度〇〇分四三秒、三三五・六九八メートルの  
 地点

S一〇の地点 S九の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、四四〇・六八一メートル  
 の地点

S一一の地点 S一〇の地点から一〇度五五分二秒、七二七・二六九メートル  
 の地点

(三) 面積

一、三三二、九四九・八四〇平方メートル  
埋立地の用途

発電所用地

四 出願年月日

平成十五年五月三十日

五 縦覧場所

島根県土木部河川課及び鹿島町役場

訓

令

島根県訓令第二十一号

土 木 部

浜田土木建築事務所

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十四条第一項の規定に基づき、大長見ダム  
操作規則を次のように定める。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄 田 信 義

大長見ダム操作規則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 貯水池の水位等(第三条・第六条)

第三章 貯水池の用途別利用(第七条・第九条)

第四章 洪水調節等(第十条・第十四条)

第五章 貯留された流水の放流(第十五条・第二十条)

第六章 点検、整備等(第二十一条・第二十三条)

第七章 雑則(第二十四条)

附則

第一章 総則

(通則)

第一条 大長見ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

(ダムの用途)

第二条 大長見ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 この訓令において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量が、毎秒二二〇立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(水位)

第四条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第五条 貯水池の常時満水位は、標高一五七・二メートルとする。

(サーチャージ水位)

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高一八〇・〇メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節(以下「洪水調節等」という。)は、標高一五七・二メートルから標高一八〇・〇メートルまでの容量一四、四七〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高一三六・五メートルから標高一五七・二メートルまでの容量四、三〇〇、〇〇〇立方メートルのうち最大三、九六〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第九条 水道用水の供給は、標高一三六・五メートルから標高一五七・二メートルまでの容量四、三〇〇、〇〇〇立方メートルのうち最大三、四〇〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

## 第四章 洪水調節等

## (洪水警戒体制)

第十条 浜田土木建築事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 松江地方気象台から浜田地区において、降雨に関する警報が発せられたとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、大長見ダム操作細則(平成十五年七月一日河第一一五七号。以下「細則」という。)で定めるところにより、洪水の発生が予想されるとき。

## (洪水警戒体制時における措置)

第十一条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 土木部河川課、松江地方気象台その他細則で定める関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転、洪水調節等を行うことに関し必要な措置。

## (洪水調節等)

第十二条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

## (洪水調節等の後における水位の低下)

第十三条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

## (洪水警戒体制の解除)

第十四条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

## 第五章 貯留された流水の放流

## (貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第十五条 ダムによって貯留された流水は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第二十一条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒一〇・二立方メートルとする。

## (放流の原則)

第十六条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

## (流水の正常な機能の維持のための放流)

第十七条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダムサイト地点及び中場水位観測所地点における流量が、別表に掲げる期間においてそれぞれ同表に定める流量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

## (水道用水の供給のための放流)

第十八条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、内村地点において毎秒〇・〇六二五立方メートルの流量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

## (放流に関する通知等)

第十九条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

## (ゲートの操作)

第二十条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

## 第六章 点検、整備等

## (計測、点検及び整備)

第二十一条 所長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

## (観測)

第二十二条 所長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第二十三条 所長は、ゲートを操作し、第二十一条の規定による計測、点検及び整備を行ったとき又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(雑則)

第二十四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続その他の事項は、細則に定める。

附 則

この訓令は、平成十五年七月一日から施行する。  
別表(第十七条関係)

地点名	期 間	流 量(毎秒、立方メートル)
ダムサイト	一月一日〜十二月三十一日	〇・一一〇
中場水位観測所	五月一日〜 五月十日	二・六五四
(利水基準点)	五月十一日〜 九月三十日	二・六四〇
	十月一日〜 四月三十日	二・六一二

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、松江圏都市計画整備 開発及び保全の方針並びに区域区分の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開催日時

平成十五年七月十七日 午後二時三十分から

二 開催場所

松江市殿町八番地三 タウンプラザしまね 六階大会議室

三 都市計画の案の概要

1 整備、開発及び保全の方針

松江圏都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

(一) 都市計画の目標

松江圏を構成する二市二町が有機的に連携し、それぞれの機能分担を通じて商業、工業、観光、農業等の均衡のとれた都市として一体的な発展を図り、心豊かに暮らせる安心で快適な都市を形成する。

(二) 区域区分の決定の有無及び当該区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。

(2) 区域区分を定める際の方針

おおむねの人口

区 分	平成七年	平成二十二年
都市計画区域内人口	一九〇、〇〇〇人	おおむね二〇一、〇〇〇人
市街化区域内人口	一四四、〇〇〇人	おおむね一五六、〇〇〇人

産業の規模

区 分	平成七年		平成二十二年	
	生産規模	工業出荷額	商品販売額	第一次産業
第二次産業	二五、〇〇〇人	二八、〇〇〇人	八、五三二億円	五、〇〇〇人
第一次産業	八、〇〇〇人	九、三〇〇億円	(平成九年)	
			三、〇三七億円	
			三、九〇〇億円	

市街化区域のおおむねの規模

就業者数	
計	第三次産業
一〇二、〇〇〇人	六九、〇〇〇人
一一六、〇〇〇人	八三、〇〇〇人

年 次	市街化区域面積
平成二十二年	おおむね三、八五二ヘクタール

(三) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用の方針

ア 主要用途の配置方針

将来における土地利用を総合的に勘案し、都市環境や自然環境に配慮しつつ、住宅地、商業業務地、工業地、流通業務地を配置する。

イ 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要な用途毎の市街地における建築物の密度の構成について、地域の特性を考慮して定めるものとする。

ウ 市街地における住宅建設の方針

良質な住宅ストック及び良質な住宅環境の形成、高齢化社会への対応、地域活性化の推進に資するため住宅建設を行う。

エ 市街地において特に配慮すべき問題を有する市街地の土地利用の方針

市街地において、特に配慮すべき問題を有する市街地の土地利用の方針として、土地の高度利用、用途転換、用途純化又は用途の複合化、居住環境の改善又は維持、市街地内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針を定める。

オ 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化調整区域における土地利用の方針として、優良な農地との健全な調和、災害防止上の観点から必要な市街化の抑制、自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針を定める。

(2) 都市施設の整備の方針

ア 交通施設

基本方針

市、町毎に構成した道路網計画に基づき、道路整備を推進するとともに、総合的な交通ネットワーク化を図り、公共輸送機関の利便性の向上に努める。また、交通需要マネージメント施策による交通円滑化や子供や高齢者でも安全・快適に利用できる自転車・歩行者空間の確保に努める。

整備水準の目標

市街化区域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり三・〇キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

イ 下水道及び河川

基本方針

下水道については全域の下水道整備を早期に図るものとする。

河川については、洪水に対する都市機能の保全を図るとともに、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。

整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を松江市においてはおおむね百パーセント、安来市においてはおおむね七十四パーセント、東出雲町においてはおおむね百パーセント、玉湯町においてはおおむね九十四パーセントとする。

河川については、一級河川斐伊川は年超過確率百五十分の一に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

ウ その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(3) 市街地開発事業の方針

ア 既成市街地

中心市街地の活性化を図るため、市街地再開発事業により面的あるいは立体的に都市の更新を図る。また、農地等については土地区画整理事業等により計画的な市街地形成を進めていく。

イ 新市街地

良好な住宅地として土地区画整理事業により秩序ある市街地の形成を図るとともに、道路、公園、下水道等の根幹的な都市施設を整備する。

(4) 自然的環境の整備又は保全の方針

ア 基本方針

本区域の自然、文化、伝統を後世に伝えつつ、明るい都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい緑あふれる街並みの保全という四つの観点から公園緑地等の系統的配置を定める。

イ 緑地の確保水準

平成三十二年における緑地の確保は、市街化区域面積に対する割合を約八パーセント、おおむね三百二十ヘクタールとし、また、都市計画区域面積に対する割合を約十四パーセント、おおむね三千六百五十ヘクタールとする。

都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり、平成二十二年においては十五・五平方メートルとし、平成三十二年においては二十九・三平方メートルとする。

ウ 主要な緑地の配置の方針

現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性、歴史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、緑とオープンスペースの整備保全を行うものとする。

2 区域区分(市街化区域及び市街化調整区域の区分)の変更

市街化区域及び市街化調整区域の区分を次のとおり変更し、その区域を参考図書に

図示する。

(一) 市街化区域に編入する区域

(二) 市街化調整区域に編入する区域

市町	位置	面積 ha
松江市	西川津町	七・三
	法吉町	〇・〇二
	国屋町	〇・二
安来市	黒井田町	三・四
東出雲町	大字出雲郷	一三三・六
	大字揖屋町	一・一
	大字下意東	〇・五
玉湯町	大字湯町	二・五

四 公述の申出等

1 意見書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年七月十日までに、松江市殿町一番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

市町	位置	面積 ha
松江市	西川津町	〇・九
	平成町	〇・一
安来市	黒井田町	〇・三
	大字出雲郷	〇・〇四
	大字揖屋町	〇・二
	大字下意東	〇・二

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定しその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、松江市役所、安来市役所、東出雲町役場及び玉湯町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二・五二二

別記様式

意見申出書

平成15年7月1日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年7月 日

島根県知事 澄 田 信 義 様 (電話 )
住所 ( )
(ふりがな) 氏 名 ㊟

意見の公述を希望する都市計画区域名

松江圏都市計画区域

意見の公述を希望する都市計画原案の種類

( )

意見の公述を希望する都市計画原案の種類「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」又は「区域区分」の別を記載すること。

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、出雲都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定

により公告する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開催日時

平成十五年七月十八日 午後七時三十分から

二 開催場所

出雲市塩冶有原町二丁目一五番地 出雲市民会館 三階三〇一会議室

三 都市計画の案の概要

出雲都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

地域特性や自然資源を生かしながら、商業、工業、観光及び農業等の産業がバランスのとれた都市を形成する。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「用途転換・用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「優良な農地との健全な調和」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」、「計画的な都市的土地利用の実現」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

県の中心都市として相応しい広域交流都市圏をめざし、効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交

通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり三・七キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を出雲市においてはおおむね七十パーセント、斐川町においてはおおむね九十パーセント、湖陵町においてはおおむね七十パーセントとする。

河川については、一級河川斐伊川及び神戸川（斐伊川放水路）は年超過確率百五十分の一に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 市街地開発事業の方針

都市機能の集積を図りながら、中心市街地を再構築することにより、地域住民の生活拠点としての役割の強化を図る。

また、今後も都市環境の整備による良好な居住環境の形成や商業・業務機能の集積による生活利便性の向上等により、新しい魅力ある中心市街地を形成する。

(四) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然環境に包まれた地域特性を活かし、親水性の高い魅力ある水辺環境の整備や、緑地の保全等により、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあいの場の確保、広域的な観光・レクリエーション拠点としての活用を図り、本区域特有の自然環境の創出を目指す。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約十二パーセント、おおむね二百十六ヘクタールとし、また都市計画区域面積に対する割合を約三十四パーセント、おおむね五千九百六ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり十五・一平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年七月十一日までに、松江市殿町一番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、出雲市役所、斐川町役場及び湖陵町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話（〇八五二）二二・五二一

別記様式

意見申出書

平成15年7月1日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年7月 日

島根県知事 澄田信義様 (電話 )  
住所 ( )  
氏名 (ふりがな)

意見の公述を希望する都市計画区域名  
出雲都市計画区域  
意見の公述を希望する都市計画原案の種類  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、平田都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年七月二十二日 午後七時から

二 開催場所

平田市平田町二七九一番地一 平田市教育会館 一階第一会議室

三 都市計画の案の概要

平田都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

六道湖・中海都市圏の副次都市としての役割を担い、農業や産業の適切な育成・保全を図りながら、誰もが安心して安全に暮らせる環境を整備するとともに、豊かな自然を生かしたゆとりある居住環境を形成して、「住」を主体とした都市づくりを進める。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「優良な農地との健全な調和」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり四・四キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年

の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね七十三パーセントとする。

河川については、一級河川斐伊川は年超過確率百五十分の一に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 市街地開発事業の方針

都市機能の集積を図りながら、中心市街地を再構築することにより、地域住民の生活拠点としての役割の強化を図る。

また、今後も都市環境の整備による良好な居住環境の形成や商業・業務機能の集積による生活利便性の向上等により、新しい魅力ある中心市街地を形成する。

(四) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然環境に含まれた地域特性を活かし、親水性の高い魅力ある水辺環境の整備や、緑地の保全等により、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあいの場の確保、広域的な観光・レクリエーション拠点としての活用を図り、本区域特有の自然環境の創出を目指す。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約十パーセント、おおむね三十一ヘクタールとし、また都市計画区域面積に対する割合を約七十九パーセント、おおむね七千六百三十七ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり十五・九平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年七月十五日までに、松江市殿町一番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、掲載を省略し、島根県庁及び平田市役所に備えて縦覧に供する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二・五二二

別記様式

意見申出書

平成15年7月1日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年7月 日

島根県知事 澄田信義様  
住所 (電話 )  
(ふりがな) 氏名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名  
平田都市計画区域  
意見の公述を希望する都市計画原案の種類  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、江津都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年七月一日

一 開催日時

平成十五年七月二十四日 午後七時から

二 開催場所

江津市江津町一一〇番地一七 江津市総合市民センター 二階大会議室

島根県知事 澄田信義

三 都市計画の案の概要

江津都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

中核工業都市として広域的な就業の場の確保に努めるとともに、都市基盤整備による良好な居住環境の形成を図る。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「用途転換・用途純化または用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」、「計画的な都市的土地利用の実現」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

東西広域幹線を基軸として都市内幹線道路、市街地内道路網を形成するとともに、公共交通機関の利用促進、利便性の向上を図る。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり三・〇キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るとともに、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策

も併せて行うものとする。

河川については、洪水の安全な流下を図るための河道改修やダムによる洪水調節により下流の洪水の軽減を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね十五パーセントとする。

河川については、一級河川江の川は計画高水流量を基準地点江津において毎秒一万七百立法メートルと定め、洪水の安全な流下を図る。支川都治川は年超過確率五十分の一に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 市街地開発事業の方針

都市機能の集積を図りながら、中心市街地を再構築することにより、地域住民の生活拠点としての機能の強化を図る。また、今後も都市環境の整備による良好な居住環境の形成や商業・業務機能の集積による生活利便性の向上等により、新しい魅力ある中心市街地を形成する。

(四) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針  
自然環境に含まれた地域特性を活かし、親水性の高い魅力ある水辺環境の整備や、緑地の保全等により、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあいの場の確保、広域的な観光・レクリエーション拠点としての活用を図り、本区域特有の自然環境の創出を目指す。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約五

パーセント、おおむね三十ヘクタールとし、また都市計画区域面積に対する割合を約三パーセント、おおむね三百三十ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり五十七・四平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年七月十七日までに、松江市殿町一番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、江津市役所に備えて縦覧に供する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二一・五二一一

別記様式

意見申出書

平成15年7月1日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年7月 日

島根県知事 澄田信義様 (電話 )
住所 ( )
(ふりがな) 氏名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名
江津都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、浜田都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年七月二十四日 午後二時から

二 開催場所

浜田市野原町二四三三番地一 島根県立大学「交流センター」二階コンベンション

ホール

三 都市計画の案の概要

浜田都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

県西部の中核都市、学園文化都市として、都市機能の充実を図るとともに、地域固有の歴史、文化と新しい文化が共生する活気あるまちづくりを進める。また、港湾機能の強化、漁業の高度化等海を核としたまちづくりを目指す。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「用途転換・用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

県西部の中核都市、環日本海地域における陸海空の交流拠点及び日本海国土軸と西日本国土軸を結ぶ交通の要衝として都市交通体系を確立し、計画的な交通網の整備を図ることとする。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり二・四キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

浜田川及び周布川については、洪水の安全な流下を図るため、ダムの再開発建設により洪水調節を行い、下流の洪水の軽減を図るものとする。また、その他の中小河川については、必要に応じて河川改修を実施し、洪水の安全な流下を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね二十パーセントとする。

河川については、二級河川浜田川は年超過確率百分の一に、周布川は年超過確率百分の一に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、その他の中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

ア 基本方針

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 市街地開発事業の方針

都市機能の充実、都市基盤の整備、居住環境・都市景観の向上、都市防災の強化、中心市街地の活性化を図るため、市街地開発事業等による快適な都市空間の形成を図り、都市の再生を図る。

(四) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然環境に包まれた地域特性を活かし、水と緑のネットワークの形成を図ることにより、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風

土に接する環境を形成するため、「水と緑・自然との共生」を基本方針として、整備・保全を図るものとする。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約十一パーセント、おおむね百四十ヘクタールとし、また、都市計画区域面積に対する割合を約六パーセント、おおむね三百九十八ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり十一・三平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年七月十七日までに、松江市殿町一番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、浜田市役所に備えて縦覧に供する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二一・五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年7月1日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年7月 日

島根県知事 澄 田 信 義 様  
住 所 (電話 )  
(ふりがな) 氏 名 ①

意見の公述を希望する都市計画区域名  
浜田都市計画区域  
意見の公述を希望する都市計画原案の種類  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、益田都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年七月一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開催日時

平成十五年七月二十三日 午後七時から

二 開催場所

益田市常盤町一番一号 益田市役所 三階大会議室

三 都市計画の案の概要

益田都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

益田道路、石見空港等の都市交通基盤を活用した商工業、農林業等複合的な産業振興を図るとともに、周辺地域及び環日本海圏における交流拠点として整備を図っていく。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「土地の高度利用」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」、「計画的な都市的土地利用の実現」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

広域交通体系を確立し、都市内幹線道路、市街地内道路網を形成するとともに、公共交通機関の利用促進、利便性の向上を図る。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり二・九キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年

の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水の安全な流下を図るため、河道の改修を図るものとする。また、益田川については、ダム建設等により、洪水調節を行い、下流の洪水の軽減を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね八八パーセントとする。

河川については、一級河川高津川は計画高水流量を基準地点高角において毎秒四千二百立法メートルと定め、洪水の安全な流下を図る。二級河川益田川は年超過確率百分の一に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、その他中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他これらに準ずる都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 市街地開発事業の方針

益田駅前地区については、本地区において市街地再開発事業による整備を行う。

また、益田川河口部については、土地区画整理事業による計画的市街地整備を行う。

(四) 自然環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然環境に包まれ、歴史的・文化的資源を豊富に有する地域特性を活かし、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、「緑と文化のネットワークの形成」を基本方針として、整備・保全を図るものとする。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約五パーセント、おおむね四十ヘクタールとし、また、都市計画区域面積に対する割合を約十八パーセント、おおむね五百六十ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり五十八・八平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年七月十六日までに、松江市殿町一番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、益田市役所に備えて縦覧に供する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二・五二一

別記様式

意見申出書

平成15年7月1日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年7月 日

島根県知事 澄 田 信 義 様  
住 所 (電話 )  
(ふりがな)  
氏 名 ㊟

意見の公述を希望する都市計画区域名  
益田都市計画区域  
意見の公述を希望する都市計画原案の種類  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域  
マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

雑 報

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条の九第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の十二第一項の規定に基づき公示する。

平成十五年七月一日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

一 試験の種類

甲種消防設備士試験

(2)(1) 乙種消防設備士試験

二 試験の日時及び場所

平成十五年七月一日印刷  
平成十五年七月一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁  
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)

1 試験の日時

平成十五年八月三十一日(日) 午前の試験 八時 三十分から

2 試験の場所

午後の試験 十二時四十五分から

松江市及び浜田市

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)

2 受験願書受付期間

平成十五年七月八日から七月二十三日まで(郵送の場合は、七月二十三日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

3 受験手数料

甲種消防設備士試験にあつては、五千円・乙種消防設備士試験にあつては、三千四百円を所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、県内各地区消防本部

(郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「消防設備士試験願書請求」と朱書きした封筒に、百六十円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型二号封筒を同封すること。)

2 問い合わせ先

〒六九〇・〇八八二

松江市大輪町四二〇・一 島根県大輪町団体ビル二階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

(電話〇八五二・二七・五八一九)